

中小企業振興資金

要件	①市内に営業所または主たる事務所を 6 か月以上有する中小企業 信用保険法第 2 条第 1 項に定める中小企業者 ②市税を完納していること ③健全な事業経営の見通しがあり、資金の返還に確実性があること
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	2,000 万円 ※小口零細企業資金及び新規創業融資資金で借入残額があるときは、当該残額を差し引いた金額
融資利率	年 1.50% (年 1.30%) ※責任共有制度対象外の場合 0.20%引き下げ
保証料率	年 0.45%～1.90% ※責任共有制度対象外となる保証を利用した場合は、年 2.20%以内となることがある ※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合は、信用保証料率に 0.25%～0.45%上乗せ
融資期間 (据置期間)	10 年以内 (1 年以内)
融資期間の延長	最長 2 年
償還方法	元金均等月賦償還
保証人	必要に応じて徴求する ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない
担保	原則として不要
取扱金融機関	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 大牟田柳川信用金庫 福岡県信用組合
申込場所	市内の取扱金融機関